

## 新富町における新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対応について

令和3年1月21日(木)

宮崎県全域に、県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。  
 新富町では、町の警戒レベル4に引き上げ、県の行動要請及び町の対応方針に基づき、町内の感染拡大防止対策を下記のとおり実施します。  
 町民の皆様には、不要不急の外出自粛など、できる限り人と接触する機会を減らし、お一人お一人が慎重に行動していただきますようご理解とご協力をお願いします。

【対応期間】 1月5日(火)～2月7日(日)まで (※感染の状況により変更する場合があります。)

※宮崎県「緊急事態宣言」における県の対応要請期間: 1月9日(土)～2月7日(日)

警戒レベル4	対応方針・制限等
公共施設・公共交通機関	
総合交流センターきらり	閉鎖 ※公園についての個人利用は認め、団体の占有申請は受け付けない。
文化会館	
新田公民館・上新田学習館	
体育館・運動広場・公園	
図書館	1月26日(火)～ 開館(一部利用を制限する。)
温泉健康センター「サン・ルピナス」	1月25日(月)～ 営業(ただし、サウナ等は閉鎖する。)
地区集会所	地区集会所での会合については、感染防止対策を徹底して少人数(10人程度)で行う。
新田支所	通常どおり
上新田サービスコーナー	
コミュニティーバス	感染防止対策を徹底し、人数を制限して運行する。
乗合タクシー「トヨタク」	感染防止対策を徹底し、予約の受け付けは1人ずつ又は家族単位とする。
学校	通常どおり
部活動	中体連の指針を参考に制限等を設けるなどして実施する。 但し、他校・他団体との試合や大会、合同練習等の活動は自粛とする。
スポーツ少年団	町施設の状況に準じる。(2/7まで活動停止)
保育園	通常どおり
幼稚園	
放課後児童クラブ	通常どおり
福祉施設・福祉サービス	通常どおり ※高齢者施設については、地域の感染状況等も踏まえ、施設管理者が面会制限の程度を判断し、面会を実施する場合は感染対策を徹底する。
外出の制限	
県外の往来	原則、県外との往来は自粛する。
生活に必要な外出	不要不急の外出は控え、可能な限り人との接触機会を減らす。 会食は4人以下、2時間以内とする。
町が主催するイベント・会議	中止又は延期をする。
町民への活動自粛要請を行うもの	
地区集会の開催	地区集会所での会合については、感染防止対策を徹底して少人数(10人程度)で行う。 屋外の活動については、感染防止対策を徹底する。
町民グループの活動	活動の自粛を要請する。
事業・営業の自粛要請	
酒類提供飲食店 (通常、午後8時以降も営業している店舗)	営業時間の短縮を要請する。 要請期間: ①1月9日(土)～1月22日(金)、②1月23日(土)～2月7日(日) 要請内容: 午前5時～午後8時以内の営業(酒類の提供は午後7時まで) 協力金額: ①56万円、②64万円 ※要請期間を通して協力した店舗に対して支給
上記以外の飲食店 (通常、午後8時以降も営業している店舗)	営業時間の短縮を要請する。 要請期間: ①1月11日(月)～1月22日(金)、②1月23日(土)～2月7日(日) 要請内容: 午前5時～午後8時以内の営業 協力金額: ①48万円、②64万円 ※要請期間を通して協力した店舗に対して支給
ごみ収集	通常どおり